

# 新潟市ペアレントメンター事業 ペアレントメンター派遣 利用マニュアル



## 新潟市ペアレントメンターについて

小学生から成人までの発達障がいのあるお子さんをお持ちのお母さんが、規定の研修を受けて、新潟市ペアレントメンターとして登録されています。

ご依頼内容に合ったメンターを、事務局が検討・調整して、派遣いたします。

## お申込みの前にご確認ください。

- ・ 個別相談は実施しておりません。2人のメンターが1組となり、グループ相談を実施します。
- ・ 学校、行政等、団体や支援機関等からのお申込みをお願いします。
- ・ お申込みは、3か月前までをお願いいたします。
- ・ メンターと日程が合わない場合は、派遣活動をお断りさせていただくことがございます。予定日を複数挙げていただきますと調整しやすくなります。
- ・ メンターへの交通費や謝礼につきましては、ご相談に応じさせていただきます。予算の確保が可能な機関におかれましては、ご予算の範囲内でご準備をお願いいたします。

## お願い

メンターの皆さんは、それぞれご家庭やお仕事を持たれている保護者の方々です。日々の生活がある中で、メンターとしての活動をしてくださっています。派遣にあたっては、皆様のご協力とご理解をお願いいたします。

## ご利用の流れ

### ① 新潟市発達障がい支援センターのホームページより「ペアレントメンター派遣依頼書」をダウンロード

URL <http://join-hattatsu.sakura.ne.jp>

トップページ

→

ペアレントメンター

→

『ペアレントメンター派遣依頼書』

### ② 『ペアレントメンター派遣依頼書』を新潟市ペアレントメンター事務局に送付

FAX または Mail 添付でお送りください。

FAX 025-234-5344

Mail [join@major.ocn.ne.jp](mailto:join@major.ocn.ne.jp)

※新潟市発達障がい支援センターのホームページ内のお問合せフォームや、メール本文への必要事項記入では、お申込みはできません。必ず、所定の様式でお申込みください。

### ③ 派遣メンターの検討・調整

事務局より、お申込み内容の確認のご連絡をさせていただきます。お申込み内容の詳細をお伺いし、メンターを検討・調整し、決定します。

(確認内容例)

- ・会の対象者（お子さんの年齢層、診断の有無などの基本情報）
- ・メンターにお願いしたい体験談の内容について
- ・メンターへの質問内容について

### ④ ペアレントメンター派遣通知書』の発行

派遣メンターが決定しましたら、事務局より『ペアレントメンター派遣通知書』を郵送いたします。

メンターの個人情報に記載されますので、お取り扱いにはご注意願います。

### ⑤ 打ち合わせ

事務局またはメンターより、当日の進行等について打ち合わせのご連絡をさせていただきます。

### ⑥ 活動

### ⑦ 『ペアレントメンター派遣事業実施報告書』を事務局に送付

活動実施の確認と、よりよいメンター活動を行っていくために、ご意見やご感想をお送りください。

書式は『派遣依頼書』と同様に、新潟市発達障がい支援センターのホームページよりダウンロードし、事務局に FAX または Mail 添付でお送りください。

#### < お問い合わせ先 >

新潟市ペアレントメンター事務局（新潟市発達障がい支援センター「JOIN（ジョイン）」内）

TEL / 025-234-5340      FAX / 025-234-5344

E-Mail / [join@major.ocn.ne.jp](mailto:join@major.ocn.ne.jp)      URL / <http://join-hattatsu.sakura.ne.jp>